

「FX24 インターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成25年6月1日)

現 行			変 更 後		
(前 文) (省 略) (枠 内) I～IV (省 略) V (省 略)			(前 文) (現行どおり) (枠 内) I～IV (現行どおり) V (現行どおり)		
カバー先の商号	業務内容	監督当局	カバー先の商号	業務内容	監督当局
ドイツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監督局	ドイツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監督局
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	証券業	英国金融庁	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	証券業	英金融行為機構および英健全性規制機構
シティバンク、エヌ・エイ	銀行業	米国および英国の金融監督庁	シティバンク、エヌ・エイ	銀行業	米国の金融監督庁、英金融行為機構および英健全性規制機構
バークレイズ銀行	銀行業	英国金融庁	バークレイズ銀行	銀行業	英金融行為機構および英健全性規制機構
ユービーエス・エージー	銀行業	スイス連邦銀行委員会	ユービーエス・エージー	銀行業	スイス連邦金融市場監督機構
コメルツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監督局	コメルツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監督局
OCBC 証券	証券業	シンガポール通貨庁およびシンガポール取引所	OCBC 証券	証券業	シンガポール通貨庁およびシンガポール取引所
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル	金融商品取引業	英国金融庁	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル	金融商品取引業	英金融行為機構および英健全性規制機構
ジー・ケー・ゴー・フィナンシャル・サービス	証券業	シンガポール通貨庁	ジー・ケー・ゴー・フィナンシャル・サービス	証券業	シンガポール通貨庁
カンター・フィッツジェラルド・ヨーロッパ	証券業	英国金融庁	カンター・フィッツジェラルド・ヨーロッパ	証券業	英金融行為機構および英健全性規制機構
VI～VIII (省 略)			VI～VIII (現行どおり)		

現 行	変 更 後
<p>(本 文)</p> <p>1.～2. (省 略)</p> <p>3. 取引の注文</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 注文の種類</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>⑤全決済注文</p> <p>保有している全ての建玉を決済する注文です。ただし、成行注文での決済となります。また、それまでに発注されているほかの決済注文は、全て取消されます。</p> <p>⑥～⑫ (省 略)</p> <p>※各通貨ペアの1回あたりの発注上限数量は、原則として、<u>個人のお客様 500 万通貨単位、法人のお客様 300 万通貨単位</u>です。</p> <p>(5)～(7) (省 略)</p> <p>4.～6. (省 略)</p> <p>7. 金融商品取引業である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)お問合せ・苦情受付窓口</p> <p>(省 略)</p> <p>サポートセンター</p> <p>〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号</p> <p>TEL0120-729-<u>024</u></p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 1 月 14 日</p>	<p>(本 文)</p> <p>1.～2. (現行どおり)</p> <p>3. 取引の注文</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 注文の種類</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤全決済注文</p> <p>保有している全ての建玉を決済する注文です。ただし、<u>保有している各通貨ペアの数量が 200 万通貨単位以下の場合のみ、成行注文での決済となります。各通貨ペアの何れかの数量が、200 万通貨単位超の場合、全決済注文は発注されません。</u>また、それまでに発注されているほかの決済注文は、全て取消されます。</p> <p>⑥～⑫ (現行どおり)</p> <p>※各通貨ペアの1回あたりの発注上限数量は、原則として、<u>新規・決済ともに 200 万通貨単位</u>です。</p> <p>(5)～(7) (現行どおり)</p> <p>4.～6. (現行どおり)</p> <p>7. 金融商品取引業である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3)お問合せ・苦情受付窓口</p> <p>(現行どおり)</p> <p>サポートセンター</p> <p>〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号</p> <p>TEL0120-729-<u>365</u></p> <p>(以下現行通り)</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 6 月 1 日</p>